

加工規則改正に伴う保存すべき施設管理の記録について

1. はじめに

原子力規制における検査制度の見直しに伴い、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下、加工規則という。）が改正され、施設管理に係る記録の条項が見直しされた。加工規則の改正に伴い、保存すべき施設管理の記録（例）について検討した。

2. 加工規則における施設管理に係る記録

改正加工規則の第七条（記録）の施設管理に係る記録の改正前後の比較表を表1に示す。

表1 加工規則第七条（記録）の施設管理に係る改正前後比較

改正前 第七条（記録）			改正後 第七条（記録）		
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 加工施設の <u>検査記録</u>			一 加工施設の <u>施設管理に係る記録</u>		
イ 使用前 <u>検査</u> の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	イ 使用前 <u>確認</u> の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ <u>施設定期検査</u> の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	ロ 第七条の四第一項第四号の規定による <u>施設管理の実施状況</u> 及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ 第七条の四の二の規定（加工施設の <u>施設定期自主検査</u> ）による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間	ハ 第七条の四第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
四 保守記録			(削除)		
イ 加工施設の <u>巡視及び点検の状況</u> 並びにその担当者の氏名	毎日一回。	一年間			
ロ 加工施設の <u>修理の状況</u> 及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間			

注1) 加工規則第七条の四第一項第四号の規定について、参考1に示す。

注2) 使用前事業者検査の結果の記録については、加工規則第三条の四の三（使用前事業者検査の記録）に「当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間保存するものとする」旨規定している。

3. 保存すべき施設管理の記録（例）

加工規則第七条の四第一項第四号の規定（参考 1）により、施設管理は、設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理に分類される。施設管理の項目ごとの保存すべき記録（例）を表 2 に示す。

表 2 施設管理の記録（例）

No.	項目	施設管理の記録（例）	備考
1	設計	・ 設工認申請書	・ 設工認申請書の図面等が該当
2	工事	・ 保守記録	・ 補修及び改造の工事を実施した記録
3	巡視	・ 巡視記録	・ 1 日 1 回巡視した結果の記録（施設毎、作業毎、月毎）
4	点検	・ 定期点検年間計画・実績表	・ 定期点検の年間計画及び実績表
5	検査	・ 使用前事業者検査記録	・ 使用前事業者検査の記録
		・ 定期事業者検査実施計画及び実績	・ 定期事業者検査の年間計画及び実績
6	その他の施設の管理	・ 特別な保全の実施結果	・ UF ₆ を正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置結果

4. 施設管理の記録の保存量を低減する方策

施設管理の記録の保存量を低減する方策として、電磁的方法による保存が挙げられる。加工規則第七条の二（電磁的方法による保存）の第 1 項に「前条第一項の表の上覧に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。」旨規定されており、この条項に従って、電磁的方法により施設管理の記録を保存することにより、記録の保存量の低減が図られる。

(参考1) 加工規則 第七条の四 (抜粋)

第七条の四 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 加工施設の設計及び工事に関すること。
- ハ 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。
- ニ 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。
- ホ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
- チ 加工施設の施設管理に関する記録に関すること。